## 公共事業労務費調査オンラインシステムの基本操作・・・調査対象企業(下請企業)向け

調査対象企業(下請企業)が、アカウントを発行して調査書類を提出するまでの基本操作は、下図①~⑬のとおりとなります。

※企業アカウント作成には、「オンライン調査案内書」が必要となります。未だ受領していない場合は、地方連絡協議会構成機関にお問い合わせください。 ※事前に、調査書類の確認資料を、PDF 化して PC に保存しておくとアップロード作業がスムーズに行えます。



各操作の詳細は、操作説明書を参照願います。操作説明書の記載箇所は、赤字で(操作説明書 〇〇〇〇)と記載しています。



(システムに関する問合せ窓口 050-3186-7047)